

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

射水市長 夏野 元志

市町村名 (市町村コード)	射水市 (162116)
地域名 (地域内農業集落名)	塚原地区 (寺塚原、沖塚原、朴木、松木、川口、宮袋、坂東)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 3月 9日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

近年、離農者が増え、その面積を近隣の認定農業者や法人がカバーし、何とか不耕作を免れている地区もある。集落営農組織を含む担い手の高齢化が顕著に進んでおり、担い手不足が深刻化していることから、今後農地を誰がどのように耕作していくのかについて、さらに議論を深める必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

高齢化や人手不足の解消策として、大型免許の取得に対する補助、JAが農業に参入する、さらにほ場整備を進め、大区画のほ場を目指したいという声があった。
 また、国道8号線の南側で、(農)ファーム沖塚原と(農)アグリ21が統合し、その後、寺塚原と坂東を含めて一つの組織を立ち上げるといった、前向きな方向性が打ち出された。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	241 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	240 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、規模の大きい認定農業法人に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・現在の利用権設定の期間満期に併せて農地中間管理事業を活用するよう誘導する。営農の継続が困難になった場合は、農地中間管理機構を活用して、段階的に集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・生産効率の向上を図るため、ほ場の大区画化を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・県やJA、射水市農業再生協議会等の関係機関が連携し、とやま農業未来カレッジの卒業生等の就農希望者に対する就農相談から定着まで切れ目のない取組を展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・現在のところ未定

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③作業の省力化・効率化に向けて、スマート農業の導入を検討する。
- ⑤当地区は果樹(もも)の栽培が行われており、ほ場の維持を行う。
- ⑦多面的機能支払交付金の活用により、農地、水路等の保全管理を進める。